

「災害時に必要な物資の備蓄に関する行政評価・監視」 の結果に基づく勧告

－ 九州管内の国の地方支分部局の実態 －

平成 27 年 7 月 24 日
総務省 九州管区行政評価局

総務省では、災害時における国の業務継続性の確保や帰宅困難者の発生による混乱等の防止を図る観点から、各府省における非常時優先業務等の実施に必要な物資の備蓄状況、帰宅困難者の受入対策等について調査し、その結果に基づき、本日、15 府省に勧告を行いました。

九州管区行政評価局（局長：^{おごう}小河 俊夫）及び長崎行政評価事務所（所長：山口 徹）が、平成 26 年 12 月から 27 年 3 月にかけて、福岡県内及び長崎県内に所在する国の地方支分部局（20 機関）を対象に調査を実施した結果、今回の勧告に結びついた事例として、i）業務継続計画に備蓄する物品の目標量が未設定である機関や、備蓄目標量を満たす時期が未定の機関、ii）帰宅困難者への対応が未定の機関、iii）災害時には備蓄物資の円滑・迅速な配布に支障が生じるおそれがある機関がみられました。

（注）本行政評価・監視は、本省行政評価局、8 管区行政評価局等及び 5 行政評価事務所で実地調査（本府省 24 機関、地方支分部局 154 機関）

※ 勧告及び結果報告書の全体版については、行政評価局のホームページに掲載されます。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/index.html

〔照会先〕総務省 九州管区行政評価局
第一部第 1 評価監視官室
評価監視官 小川 昭久
電話：092-431-7086
長崎行政評価事務所
評価監視官 松下 弘充
電話：095-849-1100

災害時に必要な物資の備蓄に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告（概要）

背景等

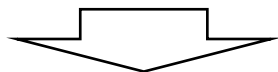
- 首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、甚大な人的・物的被害を想定。災害時に初動対応等を迅速・的確に行うためには、国の業務継続性の確保が必要（各府省は業務継続計画を策定）
- 業務継続計画の実効性を確保するためには、災害時に非常時優先業務が実施できるよう、食料、飲料水、簡易トイレ、毛布等の備蓄が必要
- 東日本大震災の際には、首都圏で約515万人の帰宅困難者が発生。大規模災害時には、大都市圏で多数の帰宅困難者の発生が予想され、国の庁舎においても帰宅困難者を受け入れることを想定

勧告日：平成27年7月24日
勧告先：15府省（内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省）

※ 調査対象：19府省計178機関
（本府省24、地方支分部局154）
九州管区行政評価局管内は地方支分部局20

調査事項

- ①非常時優先業務等の実施に必要な物資の備蓄状況 ②帰宅困難者の受入対策の実施状況 ③備蓄物資の保管状況



1 非常時優先業務等の実施に必要な物資の備蓄の推進

九州管区行政評価局管内の調査結果

結果報告書P17、P18

- 食料、飲料水、簡易トイレ、毛布の全て又は一部に関し備蓄の目標量（※）が未設定（9/20機関）
- 目標量を定めているが、4品目の全て又は一部に関し目標量を満たす時期が未定（3/20機関）

※ 各機関がそれぞれ設定（本府省は、「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」（H26.3.28閣議決定）に基づき、おおむね参集要員の1週間分、参集要員以外の職員の3日分。地方支分部局は全職員の3日分など）

該当する勧告

- 備蓄の目標量の設定
- 計画的な備蓄の実施

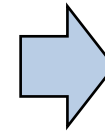
2 帰宅困難者の受入対策の推進

九州管区行政評価局管内の調査結果

結果報告書P28、P29

- 帰宅困難者への対応方針が未定（5/20機関）
- 対応方針を定め、受け入れることとしているが、
受入場所が未設定（6/7機関（※））
受入可能人数が不明（7/7機関）

※ 庁舎管理を行っている機関で帰宅困難者（来庁者又は庁舎外の帰宅困難者）を受け入れることとしているもの



該当する勧告

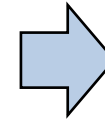
- 対応方針の明確化
- 受入場所、受入可能人数の設定

3 備蓄物資の保管の適正化等

九州管区行政評価局管内の調査結果

結果報告書P52、P58

津波等により浸水するおそれのある場所に保管（2機関）



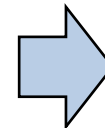
該当する勧告

保管場所の見直し

九州管区行政評価局管内の調査結果

結果報告書P52、P60

災害時に離れた庁舎まで備蓄物資を搬送することが想定されるが、その体制等が不明確（1機関）



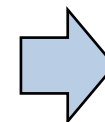
該当する勧告

搬送体制の明確化、搬送手段の確保

九州管区行政評価局管内の調査結果

結果報告書P52、P62～64

賞味期限等が過ぎているものを保管（1機関）



該当する勧告

備蓄物資の適切な更新

九州管区行政評価局独自の調査結果

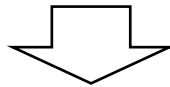
上記の勧告事項のほか、当局が独自に災害対応型自動販売機の設置について調査した結果は、次のとおりです。

○ 災害対応型自動販売機の設置（3合同庁舎）

（調査の経緯）

- 一部の民間事業者や地方公共団体の中には、事業者（飲料水メーカー）と協定を締結した上で、災害対応型自動販売機^{（注）}を設置し、災害時の飲料水を確保している例あり。

（注）地震などの災害発生時に、本体に残っている飲料水を無償で提供する機能を有する自動販売機



（調査の結果）

- 合同庁舎管理官署と飲料水メーカーとの間で、災害発生時における飲料水の提供に関する協定は締結されていないものの、飲料水メーカーが「災害対応型自動販売機」を設置（福岡合同庁舎、福岡第二合同庁舎、福岡法務合同庁舎）

資料

表1 食料、飲料水、簡易トイレ、毛布の全て又は一部に関し備蓄の目標量が未設定の例
〔結果報告書 24～25 ページ抜粋〕

No.	行政機関名	備蓄の目標量が定められていない品目				定められていない理由等
		食料	飲料水	簡易 トイレ	毛布	
1	福岡法務局	○	○	○	●	平成 28 年度に予定されている新庁舎完成後、目標量を定める予定。
2	長崎地方法務局				●	B C P 等に目標量が明記されていない。
3	福岡財務支局				○	B C P 等に目標量が明記されていない。
4	九州地方整備局			●		飲料水、食料を優先して備蓄を進めてきたため。
5	長崎河川国道事務所			●	●	B C P 等に目標量が明記されていない。
6	長崎運輸支局				●	B C P 等に目標量が明記されていない。
7	福岡管区气象台				●	B C P 等に目標量が明記されていない。
8	長崎地方气象台			○	●	B C P 等に目標量が明記されていない。
9	九州防衛局			●		B C P 等に目標量が明記されていない。

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 平成 26 年 12 月 1 日時点において、備蓄の目標量が定められていない例について記載した。
 3 「備蓄の目標量が定められていない品目」欄は、目標量が明確でなく備蓄が全く行われていない品目については「●」、目標量が明確ではないが備蓄は行われている品目については「○」を記載した。
 4 「B C P」は業務継続計画を表す。

表2 備蓄目標量を満たす時期が未定となっている例
〔結果報告書 27 ページ抜粋〕

No.	行政機関名	目標量を満たす時期が未定となっている品目				未定となっている理由等
		食料	飲料水	簡易 トイレ	毛布	
1	福岡財務支局	○	○	○		予算の範囲内で調達しており、具体的な調達予定数量を定めていないため。
2	長崎地域センター	○			○	予算の範囲内で調達しており、具体的な調達予定数量を定めていないため。
3	九州地方整備局				○	食料、飲料水を優先して備蓄しているため。

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 平成 26 年 12 月 1 日時点において、備蓄の目標量を満たす時期が未定となっている例について記載した。
 3 「目標量を満たす時期が未定となっている品目」欄の「○」は、備蓄は行われているが、目標量を満たす時期が未定である品目を示す。

表3 業務継続計画等において来庁者又は庁舎外帰宅困難者の対応方針が定められていない例
〔結果報告書 36～37 ページ抜粋〕

No.	行政機関名	対応方針が定められていない理由等
1	長崎行政評価事務所	業務継続計画を策定していない。 なお、平成 27 年 3 月に業務継続計画を策定し、対応方針を規定済み。
2	門司税関	地方公共団体から庁舎外帰宅困難者の受入れに関する要請がなく、庁舎外帰宅困難者の受入れを想定していない。
3	長崎税関	〃
4	行橋労働基準監督署	地方公共団体から庁舎外帰宅困難者の受入れに関する要請がない。
5	八幡公共職業安定所	〃

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 業務継続計画等において来庁者又は庁舎外帰宅困難者の対応方針が定められていない例を記載した（平成 26 年 12 月 1 日時点）。

表4 業務継続計画等において帰宅困難者の受入場所等が明確に定められていない例

〔結果報告書 42 ページ抜粋〕

No.	行政機関名	受入場所等の設定状況		
		受入場所	受入可能人数	運営方法等
1	長崎地方法務局	○	○	○
2	福岡財務支局	○	○	○
3	門司税関	○	○	○
4	長崎税関		○	○
5	長崎税務署	○	○	
6	九州地方整備局	○	○	○
7	長崎運輸支局	○	○	○

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査対象とした管理官署のうち、帰宅困難者を受け入れることとしている機関において、業務継続計画等に帰宅困難者の受入場所、受入可能人数、受入場所の運営方法等のいずれかが定められていない（明記されていない）例を記載した（平成26年12月1日時点）。
 3 「受入場所等の設定状況」欄は、業務継続計画等において定められていない（明記されていない）ものに「○」を付した。

表5 津波等により浸水するおそれのある場所に備蓄物資を保管している例

〔結果報告書 58 ページ抜粋〕

No.	行政機関名	災害時の浸水想定	浸水のおそれのある保管場所の状況		その他の保管場所の有無、階数
			階数	備蓄物資の種類	
1	福岡財務支局	洪水発生時に 0.5m 未満	地下1階	食料、飲料水、簡易トイレ、毛布	無
2	行橋労働基準監督署	洪水発生時に 0.5m～1m	1階	飲料水	有（2階）

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「災害時の浸水想定」欄は、各機関が所在する地方公共団体の浸水想定に基づき記載した。

表6 災害時に離れた庁舎まで備蓄物資を搬送することが想定されるが、その体制等が明確に定められていない例

〔結果報告書 60 ページ抜粋〕

No.	行政機関名	事例の概要
1	福岡法務局	<p>「福岡法務局業務継続計画」（平成26年2月修正）において、福岡法務局が入居している福岡法務合同庁舎（所在地：福岡市中央区）は、想定している規模の地震により倒壊し、又は崩壊する危険性があることから、西新庁舎（所在地：福岡市早良区）を代替施設として定めている。</p> <p>しかし、西新庁舎に福岡法務局（本局）職員用の備蓄物資は保管されておらず、また、災害時には福岡法務合同庁舎から西新庁舎まで（直線距離で約3km）備蓄物資を搬送することが想定されるが、その手段や体制は明確に定められていない。</p>

- (注) 当省の調査結果による。

表7 賞味期限等が過ぎている備蓄物資が保管されている例

〔結果報告書 64 ページ抜粋〕

No.	行政機関名	賞味期限等が過ぎている備蓄物資の状況		事例の概要
		物資の種類	賞味期限等	
1	九州地方整備局	食料	平成26年2月	<p>各部が備蓄物資を保管・管理している。</p> <p>しかし、当省が現地調査した時点において、賞味期限から約1年経過している食料が保管されていた。これについて、九州地方整備局では、廃棄処分が未了であったとしており、今後、速やかに廃棄するとしている。</p>

- (注) 当省の調査結果による。

○九州管区行政評価局独自の調査関係

表 国の合同庁舎における災害対応型自動販売機の設置状況

庁舎名	管理官署	自動販売機(飲料水)の設置数	左記のうち災害対応型自動販売機の設置数	災害対応型自動販売機設置の経緯
福岡合同庁舎	福岡財務支局	11台	9台	自動販売機を設置する際の公募の要件には、災害対応型自販機であることを条件としておらず、事業者の判断で設置したものである。
福岡第二合同庁舎	九州地方整備局	7台	1台	自動販売機の所有者である事業者の判断で設置したものである。
福岡法務合同庁舎	福岡法務局	1台	1台	自動販売機を設置する際の公募の要件には、災害対応型自販機であることを条件としていなかったが、契約成立後、契約担当者が事業者に、当該自動販売機の設置を打診したところ引き受けてくれた。

(注) 当局の調査結果による。